

由布市産後ケア事業のご案内



由布市では、産後も安心して健やかな子育てができるよう、産後ケア事業を行っています。産科医療機関・助産所・ご自宅等で、母親の心身のケアや育児サポートを行います。

ケアの内容

助産師等の専門スタッフから、心身のケアや育児に関するサポートを受けることができます。

▶母親の身体的、心理的ケア

健康管理や乳房ケア、産後の生活のアドバイス等。また、不安や悩みをお伺いし、解決方法を一緒に考えます。

▶育児サポート

赤ちゃんの健康状態や体重、栄養方法の確認。また、沐浴や授乳方法、育児の手技についての助言・指導を行います。

※入院とは異なるため、育児や身の回りのことはできる限りご自分で行っていただきます。

※お母さんと赤ちゃんでの利用になります。

対象者

- ①宿泊型 ➡ 由布市内に住民票を有する生後4か月未満の乳児とお母さん
- ②デイサービス型 ➡ 由布市内に住民票を有する生後12か月未満の乳児とお母さん
- ③アウトリーチ型 ➡ 由布市内に住民票を有する生後12か月未満の乳児とお母さん

ケアの種類

- ①宿泊型 : 利用施設に宿泊してケアを受けます。
- ②デイサービス型 : 利用施設でケアを受けます。日帰りです。
- ③アウトリーチ型 : 自宅に、助産師等が訪問し、ケアを行います。

※利用施設によって対象月齢が異なる場合があります。詳しくは、裏面の実施施設からご確認ください。

利用時間及び利用料

産後ケアの種類	利用単位	自己負担額(利用料)	利用回数上限
	(1回)	一般世帯	
①宿泊型 午前10時～翌日午前10時	1泊2日 (※3食付き)	3,000円	①～③合わせて 7回まで
②デイサービス型 午前10時～午後4時	1日 (※1食付き)	1,500円	
③アウトリーチ型 概ね午前10時～午後5時	午前10時～午後5時 のうち2時間	1,000円	

※上記自己負担額以外に、食事代がかかります。食事代は利用施設によって異なりますので、金額は実施施設一覧で、必ずご確認ください。

★生活保護受給世帯の自己負担額は0円ですが、食事代はかかります。

★生活保護受給世帯の方は、申請時に、生活保護受給証明書を提示していただく必要があります。

利用の流れ

1. 仮予約

利用希望者が、施設へ電話で仮予約をします

2. 申請

施設への仮予約が済んだら、
①オンライン申請、または、
②窓口申請のいずれかの方法で申請します。

3. 市へ電話連絡

申請した旨、市へ電話連絡をしてください。(窓口申請の方は不要)現在の状況の聞き取りを行います。

4. 利用承認通知が届く

市で利用の審査を行った後、「利用承認・不承認通知書」が自宅に届きます。

5. 利用

「利用承認通知書」を施設へ持参し、利用します。

6. アンケート回答

利用後にアンケートの回答をお願いします。

- * 複数回分の申請は可能ですが、月をまたぐ場合は**月毎に分けて申請**をしてください。
- * 1. 仮予約から 3. 市への電話連絡までを、**利用日の5日前(土日祝日を除いて)まで**に行ってください。利用日直前の申請では、利用できないことがあります。
例) 月曜日に申請→利用可能日は翌週月曜以降
(申請する週に祝日が含まれる場合は翌週の火曜日以降)

申請

- ①オンライン申請は、右記2次元コードからお願いします。
- ②窓口申請は、下記のいずれかの申込窓口でお願いします。



実施施設

産後ケアを受けられる施設は、右記2次元コードからご確認ください。



注意事項

- ▶申請する際は、ご自身で、母子手帳にて利用回数をご確認ください。利用はすべてを合わせて7回までです。
- ▶申請は、原則として、出産後からの受付となります。(必要な方は、妊娠中からご相談ください)
- ▶自己負担額等は、利用施設へ直接お支払いください。
- ▶利用の際に必要な物品やスケジュールなどは、利用施設へ直接ご確認ください。

【キャンセルについて】

- ▶宿泊型・デイサービス型は利用前日午後4時まで、訪問型は前日までに施設にご連絡ください。前日午後4時以降や当日のキャンセル、連絡がない場合、キャンセル料が発生する場合があります。キャンセル料については、実施施設一覧でご確認ください。

申込窓口・問い合わせ先

申込窓口・問い合わせ先	電話番号	住所	対応可能時間
由布市役所健康増進課(庄内)	097-582-1120	由布市庄内町柿原302番地	平日
挾間健康センター(はさま未来館1階)	097-583-1111	由布市挾間町向原128番地1	午前8時30分
湯布院健康センター(ラックホール内)	0977-84-3111	由布市湯布院町川上3738番地	~午後5時